

議案第九号

杉並区立保育所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十六年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立保育所条例の一部を改正する条例

杉並区立保育所条例（昭和三十六年杉並区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「（設置）」を付し、同条中「杉並区立保育所」の下に「（以下「保育所」という。）」を加える。

第二条に見出しとして「（入所の資格）」を付し、同条中「保育の実施」の下に「（以下「保育の実施」という。）」を加える。

第三条に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「区長」を「、区長」に改め、同条を第十二条とし、第二条の次に次の九条を加える。

（指定管理者による管理）

第三条 区長は、保育所の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、保育所の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

- 一 指定管理者が管理する保育所（以下「指定管理保育所」という。）における保育事業（次に掲げるものを除く。以下同じ。）に関する業務
 - ア 保育の実施の承諾、不承諾、解除、停止及び変更
 - イ 保育の実施に係る費用の徴収
- 二 指定管理保育所の施設及び設備の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

第四条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認めるものを指定管理者の候補者として選定し、区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 管理の業務について相当の知識及び経験を有すること。
- 二 安定した経営基盤を有すること。
- 三 法その他の関係法令及び条例の規定を遵守し、安定した質の高い保育事業を実施することができること。

四 前三号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

4 前三項の規定にかかわらず、区長は、指定管理者の指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた規則で定める書類を審査し、かつ、前項各号に掲げるもののほか、管理の業務の実績、保育事業の継続性、入所者に及ぼす影響等を総合的に勘案して、現指定管理者に引き続き管理を行わせることが相当と認めるときは、公募をしないで現指定管理者を指定管理者の候補者として選定し、区議会の議決を経て指定管理者に指定することができる。

（指定管理者の告示）

第五条 区長は、指定管理者を指定したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

（休業日）

第六条 保育所の休業日は、次に掲げる日とする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、保育所（指定管理保育所を除く。次条第二項において同じ。）の休業日を変更することができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、指定管理保育所の休業日を変更することができる。

（開所時間）

第七条 保育所の開所時間は、午前七時三十分から午後六時三十分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、保育所の開所時間を変更することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、指定管理保育所の開所時間を変更することができる。

(個人情報取扱い)

第八条 指定管理者は、管理の業務を行う場合においては、個人情報の漏えい、紛失、破壊又は改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理について必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者若しくは指定管理者であつたもの又は管理の業務に従事している者若しくは従事していた者は、管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第九条 指定管理者は、毎年度終了後(年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後)、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

(指定管理保育所の延長保育の利用料金)

第十条 指定管理者は、指定管理保育所において午後六時三十分を超えて保育を行ったときは、本人又はその扶養義務者から、その利用に係る料金(以下「利用料金」とい

う。)を徴収する。

2 利用料金の額は、規則で定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(協定の締結)

第十一条 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一 管理の業務の実施及びその報告に関する事項

二 個人情報情報の取扱いその他の指定管理保育所の管理の基準に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、指定管理保育所の管理に関し必要な事項

附 則

1 この条例は、平成十六年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日前になされた杉並区立保育所の管理の業務を行わせるものを選定する手続は、この条例による改正後の杉並区立保育所条例第四条第一項から第三項までの規定によりなされたものとみなす。

3 杉並区保育の実施等に係る費用徴収条例(平成九年杉並区条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「において午後六時三十分以後」を「(同条例第三条第一号に規定する指定管理保育所を除く。)において午後六時三十分を超えて」に改める。

第四条第二項中「第五十六条第八項」を「第五十六条第九項」に改める。

（提案理由）

指定管理者制度を導入する必要がある。

杉並区立保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例

(設置)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十五条第三項の規定に基づき、杉並区立保育所（以下「保育所」という。）を次のとおり設置する。

名 称	位 置
略	略

(入所の資格)

第二条 保育所に入所できる者は、法第二十四条第一項の規定に基づく保育の実施（以下「保育の実施」という。）を承諾された者でなければならない。

(指定管理者による管理)

旧 条 例

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十五条第三項の規定に基づき、杉並区立保育所を次のとおり設置する。

名 称	位 置
略	略

第二条 保育所に入所できる者は、法第二十四条第一項の規定に基づく保育の実施を承諾された者でなければならない。

第三条 区長は、保育所の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、保育所の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

一 指定管理者が管理する保育所（以下「指定管理保育所」という。）における保育事業（次に掲げるものを除く。以下同じ。）に関する業務

ア 保育の実施の承諾、不承諾、解除、停止及び変更

イ 保育の実施に係る費用の徴収

二 指定管理保育所の施設及び設備の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第四条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2| 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3| 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理者を行うことができるものと認めるものを指定管理者の候補者として選定し、区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一| 管理の業務について相当の知識及び経験を有すること。

二| 安定した経営基盤を有すること。

三| 法その他の関係法令及び条例の規定を遵守し、安定した質の高い保育事業を実施することができること。

四 前三号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

4 前三項の規定にかかわらず、区長は、指定管理者の指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた規則で定める書類を審査し、かつ、前項各号に掲げるもののほか、管理の業務の実績、保育事業の継続性、入所者に及ぼす影響等を総合的に勘案して、現指定管理者に引き続き管理を行わせることが相当と認めるときは、公募をしないで現指定管理者を指定管理者の候補者として選定し、区議会の議決を経て指定管理者に指定することができる。

（指定管理者の告示）

第五条 区長は、指定管理者を指定したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(休業日)

第六条 保育所の休業日は、次に掲げる日とする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、保育所（指定管理保育所を除く。次条第二項において同じ。）の休業日を変更することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、指定管理保育所の休業日を変更することができる。

(開所時間)

第七条 保育所の開所時間は、午前七時三十分から午後六時三十分までとする。

2 | 前項の規定にかかわらず、区長は、特に
必要があると認めるときは、保育所の開所
時間を変更することができる。

3 | 第一項の規定にかかわらず、指定管理者
は、特に必要があると認めるときは、区長
の承認を得て、指定管理保育所の開所時間
を変更することができる。

(個人情報取り扱い)

第八条 指定管理者は、管理の業務を行う場
合においては、個人情報の漏えい、紛失、
破壊又は改ざんの防止その他の個人情報の
適切な管理について必要な措置を講じな
ければならない。

2 | 指定管理者若しくは指定管理者であつた
もの又は管理の業務に従事している者若し
くは従事していた者は、管理の業務に関し
て知り得た個人情報の内容をみだりに他人
に知らせ、又は不当な目的に利用してはな
らない。

(事業報告書の作成及び提出)

第九条 指定管理者は、毎年度終了後(年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後)、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

(指定管理保育所の延長保育の利用料金)

第十条 指定管理者は、指定管理保育所において午後六時三十分を超えて保育を行ったときは、本人又はその扶養義務者から、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を徴収する。

2 | 利用料金の額は、規則で定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 | 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(協定の締結)

第十一条 区長は、次に掲げる事項につい

<p>て、指定管理者と協定を締結するものとする。</p> <p>一 管理の業務の実施及びその報告に関する事項</p> <p>二 個人情報情報の取扱いその他の指定管理保育所の管理の基準に関する事項</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、指定管理保育所の管理に関し必要な事項</p> <p>(委任)</p> <p>第十二条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。</p>	<p>第三条 この条例の施行について必要な事項は区長が定める。</p>
<p>附則第三項による改正（杉並区保育の実施等に係る費用徴収条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 区長は、前二項に規定する費用のほか、</p>	<p>旧 条 例</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 区長は、前二項に規定する費用のほか、</p>

杉並区立保育所条例（昭和三十六年杉並区条例第十九号）第一条に規定する杉並区立保育所（同条例第三条第一号に規定する指定管理保育所を除く。）において午後六時三十分を超えて保育を行ったときは、扶養義務者等から、規則で定める額を徴収する。

5 略

（督促及び滞納処分）

第四条 略

2 区長は、前項の規定による督促を受けた者がその期限までに納付しないときは、法第五十六条第九項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

杉並区立保育所条例（昭和三十六年杉並区条例第十九号）第一条に規定する杉並区立保育所において午後六時三十分以後
保育を行ったときは、扶養義務者等から、規則で定める額を徴収する。

5 略

（督促及び滞納処分）

第四条 略

2 区長は、前項の規定による督促を受けた者がその期限までに納付しないときは、法第五十六条第八項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。